

2021年(令和3年)9月29日

〒103-0007

東京都中央区日本橋浜町2丁目19-9

VCTビル4F

株式会社ビューティースリー 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

(担当者) 弁護士 男澤拓

(連絡先) 電話 022-266-4664

FAX 022-261-7279



## 再 申 入 書

貴社からは、2021年5月7日付で、本年2月25日から申入れの対象としていた表示の使用を止めたとのことご連絡をいただきました。

当団体においても、貴社の公式HPやホットペッパービューティーなどの記載を確認させていただきましたが、確かに「2ヵ月0円」、「9ヵ月0円」の記載がなくなっていることを確認いたしました。

他方、当団体において、改訂後の貴社のHPの広告の内容について景品表示法上の問題が生じていないかどうかを再度確認・検討しましたところ、「月額3300円」及び「月額6600円」との記載が強調されている点が、同法の有利誤認に抵触するおそれがあると判断しましたので、再度表示方法を改訂いただきますよう申入れいたします。

### 第1 申入れの趣旨

「月額〇〇円」という表示の近くに、契約の総額を明記し、かつ、個別クレジット払いの1回分(1ヵ月あたり)の支払額であることがわかるように記載を改めてください。

## 第2 申入れの理由

上述のとおり、貴社のHPには「月額〇〇円」という金額の表示がなされていますが、打消表示（※印）の内容を確認すると、全身6回コースは総額9万5000円を、プレミアム全身コースは総額33万9900円を、それぞれ、貴社と提携する信販会社を利用して割賦払いにした際の1回分の支払金額に過ぎません。

過去に貴社から送付を受けた契約書によれば、期間ではなく1回あたりの料金に施術回数に乗じて返金額を決定するとのことでした。他方、「月額〇〇円」という表示のみを認識した消費者は、低廉な金額で施術が受けられ、解約すればその翌月以降、金銭の負担がないとの誤認を生じさせかねない記載となっています。

一応、打消表示（※印）もなされているところではありますが、HPの最下段に表示されており、当該打消表示を確認することは容易ではありません。

なお、打ち消し表示に関しては、消費者庁が留意点をまとめていますので、参考にしてください<sup>1</sup>。

特に、多くの顧客がスマートフォンにおいて貴社への「無料カウンセリング」を申し込むものと思われます。この場合、最下部という場所は、特に気づきづらく、打消表示を記載する場所として不適であって、不当な表示に該当すると思われる。

当団体としては、「月額〇〇円」の表示の近くまたは直後に総額を表示し、同金額が個別クレジット払いのうちの1回分であることがわかるような記載にすべきと思料いたしますので、改訂いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点があれば、上記担当宛にご連絡ください。どうぞ、よろしくお願いいたします。

---

1

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair\\_labeling/pdf/fair\\_labeling\\_180607\\_0004.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_180607_0004.pdf)